

## 大和市請負工事等検査規程

### (趣旨)

第1条 この訓令は、法令その他別に定めがあるもののほか、請負工事及びこれに係る委託業務(以下「請負工事等」という。)並びに工事中用支給材料について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による検査(以下「検査」という。)を厳正かつ能率的に施行するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請負工事 土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事等をいう。
- (2) 委託業務 請負工事に係る測量、調査、設計及び監理に関して業者に委託したものをいう。

### (検査の種類)

第3条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中間検査 請負工事等の施工の途中において行う検査
- (2) 抜打ち検査 請負工事等の施工中において別に定める実施要領に基づき行う検査
- (3) 出来高検査 請負工事等の一部が完成した場合において、その完成部分について工事費用の部分払いをしようとするとき、又は契約の解除等により請負工事等の中止があったときに行う検査
- (4) 完成検査 請負工事等が完成した場合において行う検査
- (5) 手直し検査 請負工事等の手直しを完了したときに行う検査
- (6) 材料検査 請負工事において必要となる工事中支給材料の検査

### (検査員)

第4条 検査を行うために検査員(以下「検査員」という。)を置くものとする。

- 2 検査員は、別に定める基準により市長が任免する。
- 3 検査主管の課長は、請負工事等ごとに検査員の中から当該請負工事等を検査させるものを指名する。

### (検査員の責務)

第5条 検査員は、検査に当たり、あらかじめ契約書、仕様書、設計書その他の関係書類(以下「設計図書等」という。)を熟知し、厳正な態度をもって綿密かつ公正に検査を行わなければならない。

### (検査の範囲)

第6条 検査の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設計金額が1,300,000円を超える請負工事

(2) 請負工事に係る委託業務

(3) 工事中用支給材料

(分割検査)

第7条 検査は、必要に応じ、2人以上の検査員で分割して行うことができるものとする。この場合においては、その結果を総括する検査員を定めるものとする。

(検査の実施)

第8条 検査は、現地において実施するものとし、必要があると認めるときは、その必要の限度を超えない範囲内で、工事の一部を破壊し、分解し、又は試験することができるものとする。ただし、請負工事に係る委託業務の検査については、この限りではない。

2 検査員は、地下、水中その他仕上内部等外部から検査を行い難い部分については、出来形図、写真等の記録によりこれを確認することができる。

(検査の中止)

第9条 検査員は、検査の実施に当たり次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止することができる。

(1) 受注者等が検査の実施を妨害し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 請負工事等の施工状況が、設計図書等と著しく相違しているとき。

(3) 受注者等が検査に立ち会わないとき。

(4) 前3号のほか検査員が検査を行うことが不相当と認めるとき。

(検査の手続)

第10条 請負工事等主管の課長は、検査の必要が生じたときは、速やかに検査依頼書により、検査主管の課長に依頼し、検査を受けなければならない。ただし、第3条第2号に規定する抜打ち検査にあつては、この限りではない。

2 検査主管の課長は、前項の規定により依頼を受けたときは、速やかに検査員の氏名、検査の日時等を決定し、請負工事等主管の課長に検査通知書により通知しなければならない。

3 請負工事等主管の課長は、前項の連絡を受けたときは、検査に立ち会うべき者にその旨を連絡し、検査に必要な器材等を準備しなければならない。

(検査の立会い)

第11条 検査に際しては、受注者又は現場代理人、主任技術者又は監理技術者、請負工事等主管の課長又は請負工事等主管の課長が指名した技術職員（当該工事の監督員を除く。）、監督員、契約担当職員及び委託した課等の職員の立会いの上で行わなければならない。ただし、検査員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

(手直しの指示)

第12条 検査員は、請負工事等の検査の結果が設計図書等と相違し、又は不完全と認められるときは、受注者に対し、請負工事等手直し指示書により補修又は改造を命じ、請負工事等主管の課長に請負工事等手直し指示書の写しを送付するものとする。ただし、軽易な事項については、口頭により指示することができる。

(手直し完了届)

第13条 受注者は、前条の規定による手直しが完了したときは、請負工事等手直し完了届（以下「手直し完了届」という。）を請負工事等主管の課長に提出しなければならない。

2 請負工事等主管の課長は、前項の規定による手直し完了届を受けたときは、手直しの完了を確認し、手直し完了届を検査主管の課長に送付し、手直し検査を受けなければならない。

(手直し検査)

第14条 検査主管の課長は、前条第2項の規定による手直し完了届の送付を受けたときは、手直し検査をしなければならない。

2 第12条ただし書の規定による手直しの指示を受けたときは、請負工事等主管の課長が手直しの完了を確認し、その報告をもって検査員の検査に代えることができる。

(検査結果の報告)

第15条 検査員は、検査を実施したときは、その結果を次の各号に掲げる検査の種類ごとに、当該各号に定める書類により検査主管の課長に報告しなければならない。

(1) 中間検査 請負工事等検査報告書

(2) 出来高検査 請負工事等出来高検査報告書

(3) 完成検査 請負工事等検査報告書

(4) 手直し検査 請負工事等検査報告書

(5) 材料検査 材料検査報告書

2 前項第2号及び第3号に掲げる書類には、請負工事等主管の課から送付された別に定める採点表に必要事項を記載し、当該採点表を添付しなければならない。

3 検査員は、検査の評定について別に定める評定要領に基づき、請負工事等の成績の評定を行わなければならない。

(実施要領の適用)

第16条 第3条第2号に規定する抜打ち検査については、この訓令にかかわらず、別に定める実施要領に基づき行うものとする。

(帳票)

第17条 この訓令で使用する帳票は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第18条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第17条関係）

帳票の名称	関係条文
検査依頼書	第10条
検査通知書	第10条
請負工事等手直し指示書	第12条
請負工事等手直し完了届	第13条
請負工事等検査報告書	第15条
請負工事等出来高検査報告書	第15条
材料検査報告書	第15条